

## 薬事・食品衛生審議会の概要について

### 薬事・食品衛生審議会(委員30名)

総会(2年に一度開催、委員の互選により会長を選出)

審議会は薬事法等の規定によりその権限に属された事項を処理する。

諮詢

答申

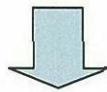
厚生労働大臣



### 薬事分科会(委員24名)

審議会は分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。(薬事・食品衛生審議会令第6条6項)

審議又は報告



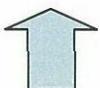
### 部会(医薬品第一部会 他16部会)

諮詢のあった事項等に応じ開催

部会における決定事項のうち、分科会があらかじめ定める事項については、分科会長の同意を得て、当該部会の議決をもって分科会の議決とする(薬事分科会規程第7条1項)。

部会の議決が分科会の議決とされたときは、その決定事項を分科会に報告しなければならない(同規程第7条3項)。

報告



### 調査会(安全技術調査会 他17調査会)

部会調査審議事項の事前整理等の調査審議にあたる。